

平成26年5月27日

各 位

会社名 株式会社 リ ケ ン  
代表者名 代表取締役社長 岡野 教忠  
(コード番号6462 東証第1部)  
問合せ先 経営企画部長 坂場 秀博  
TEL (03) 3230-3911 (代表)

## 退職慰労金制度の廃止および株式報酬型ストックオプションの導入について

当社は、本日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、役員退職慰労金制度を廃止することを決議し、あわせて、株式報酬型ストックオプションを導入することについて、平成26年6月25日開催予定の当社第90回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 役員退職慰労金制度の廃止について

役員退職慰労金制度を平成26年6月25日開催予定の定時株主総会終結の時をもって廃止いたします。なお、当該定時株主総会終結後も引き続き在任する取締役および監査役につきましては、当該定時株主総会終結の時までの在任期間に対応する退職慰労金を打切り支給することとし、各役員の退任時に支払う予定です。取締役および監査役に対する退職慰労金の打切り支給については、当該定時株主総会に付議いたします。

#### 2. 株式報酬型ストックオプションの導入について

当社取締役の株価上昇および企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるため、当社の取締役（社外取締役を除く。）に対し、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの行使価額を1円とする株式報酬型ストックオプションを割り当てることといたします。取締役に対する株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等についての議案を、平成26年6月25日開催予定の定時株主総会に付議いたします。なお、当社の取締役（社外取締役を除く。）に対して割り当てる株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権の具体的な内容は次のとおりです。

##### ①新株予約権の目的である株式の種類および数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は1,000株とする。ただし、本議案の決議の日（以下「決議日」という。）以降、当社が、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割又は株式併合の比率

また、前記のほか、決議日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。なお、決議日以降、当社が、当社普通株式の単元株式数変更（株式分割又は株式併合を伴う場合を除く。以下、単元株式数変更の記載につき同じ。）を行う場合には、当社は、当該単元株式数変更の効力発生日以降にその発行のための取締役会の決議が行われる新株予約権について、当該単元株式数変更の比率に応じて付与株式数を合理的に調整することができる。

#### ②新株予約権の総数

取締役（社外取締役を除く。）に対して割り当てる新株予約権の総数570個を、各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内の日に割り当てる新株予約権の数の上限とする。ただし、当社普通株式の単元株式数変更に伴い付与株式数が調整された場合には、当社は、当該調整の比率に応じて新株予約権の総数を合理的に調整することができる。

#### ③新株予約権の払込金額

新株予約権1個当たりの払込金額は、新株予約権の割当てに際してブラック・ショールズ・モデル等の公正な算定方式により算定された新株予約権の公正価格を基準として取締役会において定める額とする。

#### ④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの行使価額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

#### ⑤新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を割り当てる日の翌日から30年以内で、取締役会において定める。

#### ⑥譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の決議による承認を要する。

#### ⑦新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当てを受けた者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日以降、新株予約権を行使できるものとする。その他の新株予約権の行使の条件については、取締役会において定める。

#### ⑧新株予約権に関するその他の内容

新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定める。

以 上